

令和6年度答申第43号
令和6年10月18日

諮問番号 令和6年度諮問第45号（令和6年9月24日諮問）
審査庁 環境大臣
事件名 廃棄物の処理及び清掃に関する法律19条の5第1項に基づく措置命令
に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、A知事（以下「処分庁」という。）が、B社が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）12条1項に規定する産業廃棄物処理基準及び同条2項に規定する産業廃棄物保管基準に適合しない方法で産業廃棄物（廃油、廃タイヤ及び廃プラスチック類。以下「本件産業廃棄物」という。）の保管を行ったことにより生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとして、本件産業廃棄物が保管されている土地の所有者である審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、廃棄物処理法19条の5第1項5号の規定に基づき、本件産業廃棄物を全量撤去し、廃棄物処理法に従い適正に処理することを命ずる措置命令（以下「本件措置命令」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令等の定め

(1) 廃棄物の定義

ア 廃棄物処理法 2 条 1 項は、この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものをいうと規定している。

イ 廃棄物処理法 2 条 2 項は、この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいうと規定している。

ウ 廃棄物処理法 2 条 4 項は、この法律において「産業廃棄物」とは、次の各号に掲げる廃棄物をいうと規定し、同項 1 号には、「事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物」が掲げられている。

上記の委任を受けて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）2 条は、上記の「政令で定める廃棄物」は、次の各号に定めるとおりとすると規定しているところ、同条には「廃タイヤ」は掲げられていないが、同条 5 号には「ゴムくず」が掲げられている。そして、「廃タイヤ」は、原材料が天然ゴムであるか又は合成ゴムであるかによって、「ゴムくず」又は「廃プラスチック類」に該当するとされている（昭和 46 年 10 月 25 日付け環整第 45 号厚生省環境衛生局環境整備課長通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について」の記の第 1 の 4 に記載の別紙の(6)及び(12)）。

(2) 事業者の処理責任

廃棄物処理法 3 条 1 項は、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと規定し、廃棄物処理法 11 条 1 項は、事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならないと規定している。

(3) 産業廃棄物処理基準

ア 廃棄物処理法 12 条 1 項は、事業者は、自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（以下「産業廃棄物処理基準」という。）に従わなければならないと規定している。

イ 上記アの委任を受けて、廃棄物処理法施行令 6 条 1 項は、産業廃棄物処理基準は、次の各号に定めるとおりとすると規定し、同項 2 号ロ(1)は、

産業廃棄物の保管を行う場合には、廃棄物処理法施行令 3 条 1 号リの規定の例によると規定している。そして、廃棄物処理法施行令 3 条 1 号りは、一般廃棄物の保管を行う場合の具体的基準として、保管は周囲に囲いが設けられていることなどの要件を満たす場所で行うこと ((1))、保管の場所から一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように、保管の場所の底面を不浸透性の材料で覆うことその他必要な措置を講ずること ((2))、保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること ((3)) を掲げている。

(4) 産業廃棄物保管基準

ア 廃棄物処理法 12 条 2 項は、事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準（以下「産業廃棄物保管基準」という。）に従い、生活環境の保全上支障のないようこれを保管しなければならないと規定している（なお、中央省庁等改革関係法施行法（平成 11 年法律第 160 号）1273 条による廃棄物処理法の改正前は、上記の「環境省令」は、「厚生省令」であった。）。

イ 上記アの委任を受けて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「廃棄物処理法施行規則」という。）8 条は、産業廃棄物保管基準の具体的内容として、保管は周囲に囲いが設けられていることなどの要件を満たす場所で行うこと（1 号）、保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように、保管の場所の底面を不浸透性の材料で覆うことその他必要な措置を講ずること（2 号）、保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること（3 号）などを掲げている。

(5) 報告の徴収

廃棄物処理法 18 条 1 項は、都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物又はこれらであることの疑いのある物の収集、運搬又は処分を業とする者、一般廃棄物処理施設の設置者又は産業廃棄物処理施設の設置者その他の関係者に対し、廃棄物又は廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬又は処分、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の構造又は維持管理等に関し、必要な報告を求めることができると規定している。

(6) 立入検査

廃棄物処理法 19 条 1 項は、都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物若しくはこれらであることの疑いのある物の収集、運搬若しくは処分を業とする者その他の関係者の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物等に立ち入り、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理等に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができると規定している。

(7) 改善命令

廃棄物処理法 19 条の 3 第 2 号は、産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準が適用される者により、当該基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合には、都道府県知事は、当該産業廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、当該保管、収集、運搬又は処分を行った者に対し、期限を定めて、当該産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができると規定している。

(8) 措置命令

廃棄物処理法 19 条の 5 第 1 項は、産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事は、必要な限度において、次の各号に掲げる者に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができると規定し、同項 1 号には「当該保管、収集、運搬又は処分を行った者」が、同項 5 号には「当該保管、収集、運搬若しくは処分を行った者若しくは前三号に掲げる者に対して当該保管、収集、運搬若しくは処分若しくは前三号に規定する規定に違反する行為（以下「当該処分等」という。）をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又はこれらの者が当該処分等をするのを助けた者」が掲げられている。

(9) 行政処分の指針

令和 3 年 4 月 14 日付け環境規発第 2104141 号環境省環境再生・

資源循環局廃棄物規制課長通知「行政処分の方針について」の別添「行政処分の方針」（以下単に「行政処分の方針」という。）は、廃棄物処理法 19 条の 5 に規定する措置命令について、次のとおり定めている。

ア 廃棄物処理法 19 条の 5 第 1 項の「生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある」とは、「人の生活に密接な関係がある環境に何らかの支障が現実生じ、又は通常人をしてそのおそれがあると思わせるに相当な状態が生ずること」をいう（第 9 の 2 の(1)の③）。

イ 廃棄物処理法 19 条の 5 第 1 項 1 号の「（当該）保管、収集、運搬又は処分を行った者」とは、「法人の場合は、不適正処理を指示した役員、不適正処理が行われていることを知りながらそれを阻止する措置を講じなかった役員、取締役会で不適正処理に係る決議に賛成又は異議をとどめない取締役等、不適正処理への関与が認められる役員等がこれに該当し、「不適正処理が法人又は個人事業主の従業者等によりその業務として行われた場合には、法人又はその個人事業主にもその責任を負わせるものである」から、「不適正処理が法人又は個人事業主の業務として行われた場合には、不適正処理を行った個人（従業者のほか、上記のとおり責任が認められる法人の役員等も含む。）と、法人又は個人事業主の双方」に対し、措置命令をすることができる（第 9 の 2 の(2)の②）。

ウ 廃棄物処理法 19 条の 5 第 1 項 5 号に該当する者には、「不法投棄等の不適正処理を斡旋又は仲介したブローカーやこれを知りつつ土地を提供するなどした土地所有者」、「無許可業者の事業場まで廃棄物を運搬した者、無許可業者に対して資金提供を行っていた者など、他人の不適正処理に関与した者が広く含まれ」、「同号にいう「当該処分等を行うこと」とは、一定の作為が行われたことのみを指すものではなく、行為者の作為又は不作為により、処理基準等に違反する状態が継続していることを含む概念であることから、処理状況を知りつつ土地を購入し特段の理由なく違反状態を認容・放置した者など、処理基準等違反の状態を容易にし、又は継続した者」も「当該処分等を行うことを助けた者」に該当し得る（第 9 の 2 の(2)の⑤）。

エ 廃棄物処理法 19 条の 5 の「措置命令の対象者が複数存する場合」について、廃棄物処理法は「措置命令を発出する順位について特段の定めを置いて」いないから、必ずしも不適正処理を実行した者に対する措置命令を先行させなければならないものではない（第 9 の 2 の(2)の⑥）。

オ 措置命令は、「必要な限度において」とされているから、「支障の程度及び状況に応じ、その支障を除去し又は発生を防止するために必要であり、かつ経済的にも技術的にも最も合理的な手段を選択して措置を講ずるように」命じなくてはならない（第9の3の(1)）。

2 事案の経緯

審査関係人間に争いのない事実及び各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、別紙物件目録記載の各土地（以下「本件各土地」という。）の所有者である。

本件各土地は、審査請求人の弟であるCが所有していたものであるが、D地方裁判所の担保不動産競売の手続（以下「本件競売」という。）により、令和2年10月7日、審査請求人がその所有権を取得した。

なお、別紙物件目録記載の2及び3の土地に所在する本件競売の目的外建物は、審査請求人が昭和53年頃に建てた審査請求人所有の倉庫（以下「本件倉庫」という。）である。

（本件各土地の登記事項証明書、D地方裁判所執行官作成の現況調査報告書（以下「本件現況調査報告書」という。）の「関係人の陳述等」欄及び土地建物位置関係図）

- (2) B社は、本件各土地等において、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分業並びに使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。）に基づく解体業、引取業及びフロン類回収業を行っていた株式会社である（上記の産業廃棄物処分業の許可の有効期限は、平成28年3月7日であったことから、B社は、同月2日付けで更新の許可申請をしたが、令和3年3月5日付けで不許可とする処分がされた。また、上記の解体業の許可の有効期限は、令和元年6月30日であり、上記の引取業及びフロン類回収業の登録の有効期限は、いずれも令和4年9月16日であった。）。

なお、B社の代表取締役は、Cである。

（産業廃棄物処分業許可証、産業廃棄物処分業の更新不許可通知書、解体業許可証、引取業登録通知書、フロン類回収業登録通知書）

- (3) 本件各土地には、令和2年8月当時、ドラム缶、廃タイヤを含む自動車部品、フレキシブルコンテナバッグ（以下「フレコンバッグ」という。）、ビニール袋等の廃プラスチック類が大量に積み上げられていた。これらは、そ

の大部分が屋外に野積みされていたが、本件各土地の周囲には、囲いが設けられていなかった。また、大量のドラム缶の保管の場所に不浸透性の材料が敷かれている様子は見当たらず、廃油が漏れ出して土壌に浸透していた。

(令和2年8月28日に本件各土地の状況を撮影した写真)

- (4) 処分庁は、令和3年2月18日付けで、廃棄物処理法19条の3第2号の規定に基づき、B社に対し、E地a₁(別紙物件目録記載の3の土地)等に放置している産業廃棄物は産業廃棄物処理基準に違反しているとして、当該産業廃棄物について産業廃棄物処理基準に適合するよう措置を講ずること、当該産業廃棄物を廃棄物処理法に従い適正に処理することなどを命ずる改善命令をした。

(改善命令書)

- (5) 審査請求人は、本件倉庫を車庫として使用するため、令和3年3月5日、D地方裁判所の不動産明渡し(引渡し)の強制執行の手続により、本件競売により所有権を取得した本件各土地の一部及びその地上建物について引渡しを受けた。

なお、Cが上記建物内の遺留品(動産類)を引き取らなかったため、審査請求人は、令和3年4月6日、D地方裁判所の競り売りの手続により、当該遺留品を自ら買い取ったが、競り売りの対象品の中には、産業廃棄物は含まれていなかった。

(不動産引渡調書2通(令和3年(執口)第8号、同年(執口)第9号)、買取代金の領収書2通、令和6年7月17日付けの審査請求人の回答書)

- (6) F議会は、令和4年3月18日付けで、処分庁に対し、事業を停止したB社がE地a₁等に廃油、使用済み自動車等の産業廃棄物を残置しているため、強風による飛散、風雨に伴う劣化、汚水等の流出・地下浸透などの地域住民の日常の生活環境に影響のある深刻な問題が生じているとして、当該産業廃棄物について早急な対策を講じることなどを求める意見書を提出した。

(「B社が残置している産業廃棄物に係る今後の対応についての意見書の提出について」と題する書面)

- (7) 処分庁は、令和4年7月27日及び同月28日、廃棄物処理法19条1項の規定に基づき、本件各土地への立入検査(以下「本件立入検査」という。)を実施したところ、本件各土地には、ドラム缶、廃タイヤ、廃プラスチック類等の産業廃棄物が屋外に大量に残置され、ドラム缶からの廃油

の流出及び地下浸透、廃タイヤの長期間にわたる残置並びに廃プラスチック類が入っているフレコンバッグの破損による内容物の露出が認められたことから、ドラム缶からの廃油の流出及び地下浸透による水道水源等の汚染のおそれ、廃タイヤの長期間にわたる残置による自然発火のおそれ並びに廃プラスチック類の周辺への飛散のおそれといった生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると判断した。

（「B社G部門の残置物（廃油）による生活環境保全上の支障及びおそれに係る現地調査及び聞き取り結果」と題する書面、「B社G部門の残置物（廃プラスチック）による生活環境保全上の支障及びおそれに係る現地調査及び聞き取り結果」と題する書面、「B社G部門の残置物（廃タイヤ）による生活環境保全上の支障及びおそれに係る現地調査結果」と題する書面、令和4年7月27日に残置物の状況を撮影した写真）

- (8) 処分庁は、令和4年8月3日及び同月9日、本件各土地における廃プラスチック類の飛散及び廃油の流出を防止するための応急的な措置（網及び油吸着マットの設置）を講ずるため、審査請求人に対し、本件各土地への立入りについて協力を求めたが、審査請求人は、「自分は、油が流れようが、廃プラが飛散しようが関係ない。」と発言し、これを拒否した。

（「X氏との電話内容について【対応記録】」と題する書面、「飛散防止対策に係るX氏との面会結果について」と題する書面）

- (9) 処分庁は、令和4年10月31日付け及び同年12月8日付けで、廃棄物処理法18条1項の規定に基づき、審査請求人に対し、本件各土地上の産業廃棄物について、その存在を認知した時期、その処理計画、B社及びCに対してその撤去を要求した事実の有無、その流出及び飛散を防止するために講じた対策等を報告するよう求めた。

これらの報告の徴収に対し、審査請求人は、令和4年11月25日付け及び令和5年1月10日付けで、次のとおり報告した。

ア 当該産業廃棄物の存在を認知した時期について

本件倉庫での車の出し入れの際に時々見る様子では、B社の従業員の姿もあったので、B社の仕事はうまくいっていると思い、気にしていなかった。

令和2年4月頃、裁判所から突然の電話があり、初めて当該産業廃棄物の存在を知り、驚いた。

イ 当該産業廃棄物の処理計画について

処理計画はない。本件各土地の競落時に、執行官から「あなたは土地だけ買い動産は別なので触ったら大変な問題になりますよ。」と注意された。

ウ 当該産業廃棄物の撤去の要求について

令和2年12月14日、Cの借家に行き、「産業廃棄物の片付けを急ぐように」とお願いしたが、Cは、部屋の中から「関係ない」と言って、顔を見せなかった。

令和2年12月29日、再度、Cの借家に片付けのお願いに行ったが、何の反応もなかった。その場にきた警察から、「民事には入れないし本人も帰ってくれと言っている」と言われ、そのまま帰った。

Cは、令和3年3月頃、転居した。Cにちょっとでも関わると、罪人扱いされるので、その後は、要求をしていない。

令和4年8月、警察から、2年前のことについて「C氏より訴えがあり（不法侵入罪、侮辱罪等で）事情聴取したい」との電話があった。

エ 当該産業廃棄物の流出及び飛散を防止するための対策について

当該産業廃棄物は、B社の物であるので、触れることができない。

（「産業廃棄物の処理に係る報告の徴収について（通知）」と題する書面、
「産業廃棄物の処理にかかる報告の徴収について（依頼）」と題する書面、
「産業廃棄物の処理に係る報告」と題する書面2通）

- (10) 処分庁は、令和5年3月17日付けで、審査請求人に対し、審査請求人が所有する土地（本件各土地）においてB社が産業廃棄物処理基準及び産業廃棄物保管基準に適合しない方法で本件産業廃棄物の保管を行ったことにより、廃油の流出及び地下浸透による水道水源等の汚染、廃タイヤの野積みによる蚊、はえその他の害虫の発生並びに廃タイヤの自然発火、廃プラスチック類の道路等への飛散といった生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められることについて、審査請求人は、特段の理由なくその状態を認容・放置しており、B社による上記行為を助けた者に該当するから、廃棄物処理法19条の5第1項5号の規定に基づく措置命令をすることを予定しているとして、行政手続法（平成5年法律第88号）30条の規定により弁明の機会を付与することを通知し、併せて同年4月14日までに弁明書を提出するよう依頼した。

しかし、審査請求人は、上記期限までに弁明書を提出しなかった。

（弁明の機会付与通知書）

- (11) 処分庁は、令和5年9月1日付けで、審査請求人に対し、審査請求人が所有する土地（本件各土地）においてB社が産業廃棄物処理基準及び産業廃棄物保管基準に適合しない方法で本件産業廃棄物の保管を行ったことにより、廃油の流出及び地下浸透による水道水源等の汚染、廃タイヤの野積みによる蚊、はえその他の害虫の発生並びに廃タイヤの自然発火、廃プラスチック類の道路等への飛散といった生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められることについて、審査請求人は、特段の理由なくその状態を認容・放置しており、B社による上記行為を助けた者に該当するとして、廃棄物処理法19条の5第1項5号の規定に基づき、令和6年11月1日までに本件産業廃棄物を全量撤去し、廃棄物処理法に従い適正に処理することを命ずる措置命令（本件措置命令）をした。

なお、処分庁は、令和5年9月1日付けで、B社及びCに対しても、廃棄物処理法19条の5第1項1号の規定に基づき、本件措置命令と同じ内容の各措置命令をした。

（措置命令書3通）

- (12) 審査請求人は、令和5年11月30日、審査庁に対し、本件措置命令を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

- (13) 審査庁は、令和6年9月24日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

以下の理由により、本件措置命令の取消しを求める。

- (1) 本件においては、①審査請求人は、本件産業廃棄物の所有者であるB社（代表取締役C）に対し、その片付けを依頼していること、②審査請求人は、買い取ることができる物については、買取りをしていること、③Cと連絡を取ろうとしても、Cの所在が不明であること、④仮に、Cと接触を図ろうとしても、新たに刑事事件の告訴をされるおそれが極めて高いこと、⑤弁護士等の専門家に依頼したとしても、B社（代表取締役C）には資力がなく、本件産業廃棄物の撤去の実効性が低いこと、⑥執行の専門家である執行官から、本件産業廃棄物は他人の動産であるので勝手に処分等をしてはならないと厳重に注意されていることなどの事情があるから、審査請求人は、行政処分の指針にいう「特段の理由なく違反状態を認容・放置し

た者」とはいえず、廃棄物処理法 19 条の 5 第 1 項 5 号の「助けた者」には該当しない。

- (2) 仮に、審査請求人が廃棄物処理法 19 条の 5 第 1 項 5 号の「助けた者」に該当し、本件措置命令に従って本件産業廃棄物を全量撤去すると、審査請求人は、本件産業廃棄物の所有者ではないから、自力救済をすることになってしまい、本件産業廃棄物の所有者である B 社から損害賠償請求をされるおそれがある。すなわち、本件措置命令は、これに従わないと廃棄物処理法 25 条 5 号による罰則、これに従うと B 社からの損害賠償請求という進退両難の状況に審査請求人を陥らせるものであり、違法である。
- (3) 廃棄物処理法 19 条の 5 第 1 項に規定する措置命令は、本件産業廃棄物の所有者であり、その保管を行った者（同項 1 号）である B 社に対してするのが原則であり、それでも足りない場合には、本件産業廃棄物の収集、運搬等を委託した者（同項 2 号）等に対してすべきであって、審査請求人に対して無理やり責任を負わせることは許されない。

第 2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 審査庁は、審理員意見書のとおり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。
- 2 審理員意見書の概要は、以下のとおりである。
 - (1) 本件措置命令の要件充足性について

ア 廃棄物処理法 19 条の 5 第 1 項は、①産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合（以下「要件①」という。）において、②生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき（以下「要件②」という。）は、③必要な限度において（以下「要件③」という。）、措置命令をすることができると規定し、④その命令の対象者については、同項 5 号において、「当該保管（中略）を行った者（中略）が当該処分等をすることを助けた者」（以下「要件④」という。）を掲げている。

イ そこで、本件措置命令が要件①から要件④までを満たしているか否かについて検討する。

(ア) 要件①について

- ① 事業者は、自らその産業廃棄物の処分を行う場合には、産業廃棄物処理基準に従わなければならないとされ（廃棄物処理法 12 条 1 項）、産業廃棄物処理基準の具体的内容として、産業廃棄物が飛散・流出し

ないようにすること、悪臭等によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること、産業廃棄物の保管を行う場合には、周囲に囲いを設け、産業廃棄物が地下に浸透しないように保管の場所の底面を不浸透性の材料で覆い、蚊、はえその他の害虫が発生しないようにするなどの要件を満たす場所で行うことなどが規定されている（廃棄物処理法施行令 6 条 1 項 2 号、3 条 1 号イ、リなど）。

また、事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、産業廃棄物保管基準に従い、生活環境の保全上支障がないようにこれを保管しなければならないとされ（廃棄物処理法 12 条 2 項）、産業廃棄物保管基準の具体的内容として、周囲に囲いを設け、産業廃棄物が飛散・流出したり、地下に浸透したりしないように、保管の場所の底面を不浸透性の材料で覆うとともに、蚊、はえその他の害虫が発生しないようにするなどの要件を満たす場所で保管を行うことなどが規定されている（廃棄物処理法施行規則 8 条 1 号から 3 号まで）。

- ② これを本件についてみると、令和 2 年 8 月 28 日に本件各土地の状況を撮影した写真によれば、遅くとも同月には、本件各土地において、廃油を内容物とするドラム缶、廃タイヤ、廃プラスチック類を含む産業廃棄物が大量に野積みされていることが認められるから、B 社の事業内容に鑑みれば、これらの産業廃棄物は、B 社の事業活動の一環として排出され、又は処理を受託した産業廃棄物であると考えるのが自然である。

そして、上記の写真によれば、廃プラスチック類は、無造作に積み上げられているだけで、飛散しないように何らかの措置が講じられていることはうかがえないこと、本件各土地の周囲には囲いが見当たらないこと、保管の場所の底面が不浸透性の材料で覆われていることも見受けられず、ドラム缶から漏れ出した廃油が土壤に浸透していること、これによって悪臭が発生するおそれのあることを確認することができる。さらに、野積みされた廃タイヤは、長期保管により蓄熱して発火のおそれがあることに加えて、一般的に、蚊、はえその他の害虫の発生源となるものである。

したがって、本件各土地においては、令和 2 年 8 月当時、産業廃棄物処理基準及び産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管が行われていたことが明らかである。

なお、本件各土地は、国道に接しており、付近には一般住宅等がある。

- ③ 上記②の状況は、審査請求人が本件各土地の所有者となった令和2年10月以降も変化がなく、改善が見られないこと、処分庁が本件措置命令をした令和5年9月までの間に、本件各土地の産業廃棄物処理基準及び産業廃棄物保管基準に適合しない状態が解消されたことをうかがわせる事情はないことから、本件各土地においては、本件措置命令がされるまでの間、産業廃棄物処理基準及び産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管が続いていたと考えるほかない。

(イ) 要件②について

行政処分の指針においては、「生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある」とは、「人の生活に密接な関係がある環境に何らかの支障が現実には生じ、又は通常人をしてそのおそれがあると思わせるに相当な状態が生ずること」をいうとされている（第9の2の(1)の③）。

これを本件についてみると、上記(ア)の②のとおり、本件各土地においては、産業廃棄物処理基準及び産業廃棄物保管基準に適合しない状態で産業廃棄物が大量に保管され、ドラム缶からは廃油が漏れ出して土壤に浸透していること、飛散防止措置が講じられていないため、比較的軽量の廃プラスチック類が飛散するおそれがあること、野積みされた廃タイヤは、蚊等の害虫の発生源となり得ること、本件各土地は、国道に接しており、付近には一般住宅等があることなどを勘案すると、人の生活に密接な関係がある環境に何らかの支障が現実には生じ、又は通常人をしてそのおそれがあると思わせるに相当な状態が生じていると考えるべきである。

したがって、本件各土地は、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれのある状態であるといえる。

(ウ) 要件③について

行政処分の指針においては、措置命令は、「必要な限度において」とされているから、「支障の程度及び状況に応じ、その支障を除去し又は発生を防止するために必要であり、かつ経済的にも技術的にも最も合理的な手段を選択して措置を講ずるように」命じなくてはならないとされている（第9の3の(1)）。

本件措置命令は、本件産業廃棄物を全量撤去し、廃棄物処理法に従

って適正に処理することを命じたものであるところ、本件各土地においては、産業廃棄物処理基準及び産業廃棄物保管基準に適合しない状態で産業廃棄物が大量に野積みされていて、これによって生活環境の保全上支障が生じ得ることから、その支障を除去するためには、このような不適正な産業廃棄物の保管状態の解消、すなわち、本件産業廃棄物の全量撤去及び適正処理が必要であり、かつ、経済的にも技術的にも最も合理的な手段であるといえる。

したがって、本件措置命令が命じた本件産業廃棄物の全量撤去及び適正処理は、必要な限度における措置であるといえる。

(エ) 要件④について

行政処分の指針においては、廃棄物処理法19条の5第1項5号に該当する者には、「不法投棄等の不適正処理を斡旋又は仲介したブローカーやこれを知りつつ土地を提供するなどした土地所有者」、「無許可業者の事業場まで廃棄物を運搬した者、無許可業者に対して資金提供を行っていた者など、他人の不適正処理に関与した者が広く含まれ」、「同号にいう「当該処分等を行うこと」とは、一定の作為が行われたことのみを指すものではなく、行為者の作為又は不作為により、処理基準等に違反する状態が継続していることを含む概念であることから、処理状況を知りつつ土地を購入し特段の理由なく違反状態を認容・放置した者など、処理基準等違反の状態を容易にし、又は継続した者」も「当該処分等を行うことを助けた者」に該当し得るとされている（第9の2の(2)の⑤）。

これを本件についてみると、まず、本件産業廃棄物の保管は、B社がその事業活動の一環として行ったものであるから、B社は、「当該保管（中略）を行った者」に該当する。

次に、審査請求人は、本件倉庫を継続的に使用することを目的として、本件競売で本件各土地を競落したから、本件各土地に産業廃棄物が山積している状況を本件競売の前から十分に理解していたと考えるのが自然である。そして、遅くとも令和2年4月に裁判所から連絡を受けたことにより、本件各土地が競売に付される状態であり、したがって、B社には本件各土地上の産業廃棄物を適正に処理する資力がないことは容易に推認することができたといえる。そうすると、審査請求人は、本件各土地を競落すれば、自らが所有することになる本件各土地に大量の産業

廃棄物が存置される状態になることを承知の上で本件各土地を競落したと考えざるを得ない。

また、審査請求人は、本件各土地を競落した後、B社の代表取締役であるCに対し、本件各土地上の産業廃棄物の片付けを求めているが、それは、令和2年12月が最終とみられ、その後は、当該産業廃棄物の片付けを求めた形跡はうかがわれない。そして、審査請求人は、令和3年3月には、裁判所の手続を利用して、Cに対し、遺留物の引取りの催告をし、その後、対象となった土地上の動産類一切を自ら買い取ったにもかかわらず、産業廃棄物については、適正な処理に向けた対応をしていない。それどころか、審査請求人は、廃プラスチック類の飛散や廃油の流出が現に確認されているにもかかわらず、「油が流れていようが、どうなっていようが、私には、関係ない。」と発言し、廃プラスチック類の飛散の防止措置としてH都道府県職員が行おうとした網の設置を拒否している。このことから、審査請求人は、産業廃棄物処理基準及び産業廃棄物保管基準に反する状態を認容・放置したといえる。

したがって、審査請求人は、本件各土地上の産業廃棄物の存置状況を知りつつ、本件各土地を競落してその所有者となり、その後、特段の理由なく産業廃棄物処理基準及び産業廃棄物保管基準違反の状態を容易にし、継続したといえるから、審査請求人は、廃棄物処理法19条の5第1項5号の「当該保管（中略）を行つた者（中略）が当該処分等をすることを助けた者」に該当する。

(カ) 小括

上記(ア)から(エ)までで検討したところによれば、本件措置命令は、廃棄物処理法19条の5第1項に規定する措置命令の要件をいずれも満たしており、違法又は不当な点があるとはいえない。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、Cと連絡を取らなくなった理由について、新たに刑事事件の告訴をされるおそれが極めて高いなどと主張するが、本件各土地が審査請求人の所有地である以上、その上の存置物の撤去を求めることは、適法な権利行使として認められるべきであり、本件措置命令は、審査請求人を進退両難の状況に陥らせるものではない。

また、審査請求人は、本件産業廃棄物はD地方裁判所が実施した競り売りの対象品に含まれないと主張するが、当該競り売りの事件記録には、対

象土地上の廃棄物を競り売りの対象外とする記載は見当たらない。なお、自己の所有地上に残置されている物の撤去を求めることが適法な権利行使といえることは、前述のとおりである。

さらに、審査請求人は、措置命令は本件産業廃棄物の所有者であるB社や本件産業廃棄物の収集、運搬等を委託した者等に対してすべきであると主張するが、行政処分の指針においては、「措置命令の対象者が複数存する場合」について、廃棄物処理法は「措置命令を発出する順位について特段の定めを置いて」いないから、必ずしも不適正処理を実行した者に対する措置命令を先行させなければならないものではないとされている（第9の2の(2)の⑥）。したがって、他者への措置命令の発出の有無及び先後は、廃棄物処理法19条の5第1項5号に該当する者に対する措置命令の適法性を左右するものではない。

したがって、審査請求人の上記主張は、いずれも採用することができない。

(3) 結論

以上によれば、本件審査請求は、理由がないから棄却すべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続の経過は、次のとおりである（なお、括弧内は、当該手続までの所要期間である。）。

本件審査請求の受付	: 令和5年11月30日
弁明書の受付	: 令和6年1月26日
反論書の受付	: 同年3月1日
再弁明書の受付	: 同年4月8日
審理関係人への各照会	: 同年6月18日
	(本件審査請求の受付から約6か月半、弁明書の受付から約4か月3週間、再弁明書の受付から約2か月半)
各回答書の受付	: 同年7月19日
審理員意見書の提出	: 同年9月5日
	(各回答書の受付から約1か月半)
本件諮問	: 同月24日

(本件審査請求の受付から約10か月)

- (2) そうすると、本件では、審理員は、審理関係人からの主張書面（審査請求書、弁明書、反論書及び再弁明書）の提出が終わってから約2か月半後に審理関係人に対する各照会をしているが、審査請求人に対する照会は、審査請求人が審査請求書とともに提出した甲号証に関する質問をしたものであり、処分庁に対する照会は、処分庁が弁明書とともに提出した措置命令書に関する質問をし、併せて弁明書で引用している通知の提出を求めたものである。したがって、審理員は、審査請求書の受付から約6か月半後に審査請求人に対する照会をし、弁明書の受付から約4か月3週間後に処分庁に対する照会をしたことになる。

そこで、当審査会が、審査庁に対し、上記の各照会をするのに上記の各期間を要した理由について照会したところ、審査庁から、「審理を進める中で審理関係人から主張や証拠の提出がなされる可能性が考えられたことから、審理関係人の主張がある程度尽くされた段階で照会を行うことが、合理的かつ適切と審理員が判断したため。」との回答があった（令和6年10月7日付けの審査庁の事務連絡・記1）。しかし、このような審理の進め方では、審理手続の長期化を招くことになる。現に、本件では、審理関係人は、各照会を受けた後、約1か月で各回答書を提出しているから、審理員が、審査請求書又は弁明書の受付後、速やかに上記の各照会をしていれば、諮問までの期間は、上記よりも3か月以上短縮することができたと考えられる。

審理員においては、今後は、審理関係人から提出された主張書面や資料については、速やかにその内容を検討し、疑義や不明な点があれば、直ちに照会をするという審理の進め方をされたい。

- (3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はない。

2 本件措置命令の違法性又は不当性について

- (1) B社は、本件各土地等において、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分業並びに自動車リサイクル法に基づく解体業、引取業及びフロン類回収業を行っていた株式会社であり、B社の代表取締役は、Cである（上記第1の2の(2)）。本件各土地は、審査請求人の弟であるCが所有していたものであるが、担保不動産の競売手続（本件競売）により、令和2年10月7日、審査請求人がその所有権を取得した（上記第1の2の(1)）。本件競売

において、Cは、B社が産業廃棄物処分業者として本件各土地に廃タイヤ、ドラム缶等の産業廃棄物を置いていると陳述している（本件現況調査報告書の「関係人の陳述等」欄）。

したがって、本件産業廃棄物は、B社が排出事業者又は受託事業者として保管していたと認められる。

(2) 次に、本件産業廃棄物の保管状況について検討する。

ア 本件現況調査報告書の「執行官の意見」欄には、「ドラム缶付近から廃油が漏れている状況が伺われ、廃油等の臭いがする。所有者からは土壤汚染がある旨の陳述がある。」と記載されている。

イ 令和2年8月28日に本件各土地の状況を撮影した写真によれば、本件各土地には、ドラム缶、廃タイヤを含む自動車部品、フレコンバッグ、ビニール袋等の廃プラスチック類が大量に積み上げられていること、これらは、大部分が屋外に野積みされているが、本件各土地の周囲には、囲いが設けられていないこと、大量のドラム缶の保管の場所には、不浸透性の材料が敷かれている様子は見当たらず、廃油が漏れ出して土壤に浸透していることが認められる（上記第1の2の(3)）。

ウ 処分庁は、令和4年7月27日及び同月28日、本件各土地への立入検査（本件立入検査）を実施した（上記第1の2の(7)）が、その関係資料（上記第1の2の(7)の末尾掲記の資料）によれば、本件立入検査の結果は、次のとおりであった。

(ア) 本件各土地は、国道沿いにあり、その周辺には、一般住宅やガソリンスタンド等がある。

(イ) 本件各土地には、屋外にドラム缶、廃タイヤ、廃プラスチック類等の産業廃棄物が大量に残置されている。

(ウ) ドラム缶には、グリセリン、食用油などの廃油が保管されているが、ドラム缶の腐食により、廃油の流出及び地下浸透が認められる。本件各土地から約300メートルの距離に上水道の水源があることから、廃油の流出及び地下浸透により、今後、上水道の水源や地下水への影響が出るおそれがあると判断される。

なお、地域住民からI町長宛ての要望書（令和4年6月28日付け）には、「廃油の遺漏による道路（国道）排出溝への流出」についての懸念（「地下水の汚染に繋がらないか」、「河川、田んぼへの影響はないか」）が記載されている。

- (エ) 廃タイヤは、事業者からの聞き取りによると、約2万本が残置されている。廃タイヤの一部は、草に覆われていて、長期間にわたって残置されていることから、廃タイヤが自然発火するおそれがあると判断される。
- (オ) 廃プラスチック類が入っているフレコンバッグは、劣化により一部が破損し、内容物が露出して飛散しやすい状態となっている。しかし、本件各土地の周囲には、囲いが設けられておらず、廃プラスチック類の飛散及び流出を阻止するための措置が講じられていない。

なお、上記(ウ)の要望書には、「台風時及び強風時にペットボトル、空き缶、紙くず、プラスチック等のゴミが住宅、国道に飛んでくる。」と記載されている。

エ 上記ウの(イ)及び(エ)によれば、本件各土地には、屋外に廃タイヤ、廃プラスチック類が大量に残置され、廃タイヤは、長期間にわたって野積みされているところ、野積みされた廃タイヤは、「蚊、はえその他の害虫の発生源となる」（平成12年7月24日付け衛環第65号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「野積みされた使用済みタイヤの適正処理について」）ほか、「古タイヤ（中略）などでは自然発火とみられる火災が発生」し、「合成ゴムを含む廃プラスチック類は古タイヤと同様に不飽和結合を有するものであり、（中略）長期保管により蓄熱発火する可能性もある」（若倉正英「産業廃棄物における災害の発生活動向と安全上の問題点」（廃棄物学会誌 Vol.12 No.4））とされている。

オ 以上によれば、本件産業廃棄物が本件各土地（国道沿いにあり、その周辺には一般住宅等があり、約300メートル先には上水道の水源がある。）に長期間にわたって大量に保管されていたことにより、廃油のドラム缶からの流出及び地下浸透とそれに伴う悪臭の発散、廃プラスチック類の周囲への飛散が認められたのみならず、廃油の地下浸透による上水道の水源等への影響が懸念され、廃タイヤの野積みによる蚊、はえその他の害虫の発生及び自然発火も懸念される状況であったにもかかわらず、B社は、本件各土地の周囲に囲いを設けておらず、産業廃棄物の飛散、流出及び地下浸透並びに悪臭の発散を阻止する措置も、また、蚊、はえその他の害虫の発生を防止する措置も講じていなかった。

したがって、B社は、産業廃棄物処理基準（廃棄物処理法施行令3条1号りの規定の例によると規定する廃棄物処理法施行令6条1項2号ロ(1)）及び産業廃棄物保管基準（廃棄物処理法施行規則8条1号から3号まで）

に適合しない方法で本件産業廃棄物の保管を行っていたのであり、その結果、廃油の流出及び地下浸透とそれに伴う悪臭の発散、廃プラスチック類の周囲への飛散という生活環境の保全上の支障が現実には生じていたのみならず、廃油の地下浸透による上水道の水源等への影響、廃タイヤの野積みによる蚊、はえその他の害虫の発生及び自然発火という生活環境の保全上の支障が生ずるおそれもあったといえることができる。

そうすると、本件措置命令は、廃棄物処理法19条の5第1項に規定する措置命令の要件のうち、「産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき」という要件を満たしているといえることができる。

- (3) そして、B社が本件各土地に本件産業廃棄物を大量に保管していたことによる上記(2)の生活環境の保全上の支障を除去し、又はその支障の発生を防止するためには、本件産業廃棄物の不適正な保管状態を解消することが必要であったから、本件措置命令が本件産業廃棄物を全量撤去し、廃棄物処理法に従い適正に処理することを命じたことは、廃棄物処理法19条の5第1項に規定する「必要な限度において」講ずべき措置を命じたものといえることができる。

- (4) 本件措置命令は、廃棄物処理法19条の5第1項5号の規定に基づき、審査請求人がB社による本件産業廃棄物の不適正な保管を「助けた者」に該当するとしてされたものである（上記第1の2の(11)）。

そこで、審査請求人が廃棄物処理法19条の5第1項5号に規定する「当該保管（中略）を行つた者（中略）が当該処分等をするのを助けた者」に該当するか否かについて検討する。

まず、本件産業廃棄物は、上記(1)のとおり、B社が排出事業者又は受託事業者として保管していたと認められるから、本件産業廃棄物の不適正な保管は、B社がその事業活動の一環として行っていたものであり、B社は、「当該保管（中略）を行つた者」に該当する。

次に、行政処分の指針によれば、「当該処分等をする事」とは、「一定の作為が行われたことのみを指すものではなく、行為者の作為又は不作為により、処理基準等に違反する状態が継続していることを含む概念であることから、処理状況を知りつつ土地を購入し特段の理由なく違反状態を認容・放置した者など、処理基準等違反の状態を容易にし、又は継続した

者」も「当該処分等をするのを助けた者」に該当し得るとされている（第9の2の(2)の⑤）。

これを本件についてみると、本件倉庫は、審査請求人が昭和53年頃に建てた審査請求人所有の建物であり（上記第1の2の(1)）、審査請求人は、処分庁からの報告の徴収に対し、本件倉庫で車の出し入れをしていたと報告している（上記第1の2の(9)のア）から、審査請求人は、本件競売に参加する前から、本件各土地に産業廃棄物が大量に保管されていることを知っていたはずである。そして、本件現況調査報告書の「関係人の陳述等」欄には、B社が産業廃棄物処分業者として本件各土地に廃タイヤ、ドラム缶等の産業廃棄物を大量に置いており、当該産業廃棄物を処分するには相当の費用がかかるとのCの陳述が記載されているから、審査請求人は、B社及びCには当該産業廃棄物を適正に処理する資力がなく、本件各土地を競落すれば本件各土地に当該産業廃棄物が大量に残置されることになることを十分承知した上で、本件各土地を競落したと認められる。

それにもかかわらず、審査請求人がCに対して本件各土地上の産業廃棄物の片付けを求めたのは、本件各土地を競落した直後のみである（上記第1の2の(9)のウ）。そして、審査請求人は、本件倉庫を車庫として使用するため、不動産明渡し（引渡し）の強制執行の手続により、本件各土地の一部及びその地上建物について引渡しを受けるとともに、競り売りの手続により、上記建物内の遺留品の片付けをしているが、産業廃棄物については、片付けをしていない（上記第1の2の(5)）し、処分庁からの報告の徴収に対し、産業廃棄物の処理計画はないと報告している（上記第1の2の(9)のイ）。

また、処分庁が、本件各土地における廃プラスチック類の飛散及び廃油の流出を防止するための応急的な措置（網及び油吸着マットの設置）を講ずるため、本件各土地への立入りについて協力を求めたのに対し、審査請求人は、これを拒否している（上記第1の2の(8)）。

以上によれば、審査請求人は、本件各土地におけるB社による本件産業廃棄物の不適正な保管を知りながら、これを放置しているというべきであるから、審査請求人は、廃棄物処理法19条の5第1項5号に規定する「当該保管（中略）を行つた者（中略）が当該処分等をするのを助けた者」に該当すると認められる。

(5) 上記(2)から(4)までで検討したところによれば、本件措置命令は、廃棄物

処理法 19 条の 5 第 1 項に規定する措置命令の要件をいずれも満たしている。

(6) 最後に、審査請求人の主張について検討する。

ア 審査請求人は、本件においては様々な事情があるから、審査請求人は行政処分の指針にいう「特段の理由なく違反状態を認容・放置した者」とはいえず、廃棄物処理法 19 条の 5 第 1 項 5 号の「助けた者」には該当しないと主張する（上記第 1 の 3 の(1)）が、それらの事情は、審査請求人が本件産業廃棄物の片付けをしないことや処分庁による廃プラスチック類の飛散及び廃油の流出を防止するための応急的な措置を拒否することを正当化するものではないから、審査請求人が本件各土地における B 社による本件産業廃棄物の不適正な保管を放置していることに「特段の理由」があるとはいえず、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

イ 審査請求人は、本件措置命令は、これに従わないと廃棄物処理法 25 条 1 項 5 号の罰則、これに従うと B 社からの損害賠償請求という進退兩難の状況に審査請求人を陥らせるものであり、違法であると主張する（上記第 1 の 3 の(2)）が、審査請求人は、本件措置命令に従った場合には、本件産業廃棄物の処理義務を免れた B 社に対し、その処理費用を求償することができるのであって、これとは逆の審査請求人が B 社から損害賠償請求をされるという状況にはならないから、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

ウ 審査請求人は、廃棄物処理法 19 条の 5 第 1 項の措置命令は本件産業廃棄物の保管を行った者（B 社）や本件産業廃棄物の収集、運搬等を委託した者等に対してすべきであると主張する（上記第 1 の 3 の(3)）が、処分庁は、B 社及び C に対しても、同項の規定に基づき、本件措置命令と同じ内容の各措置命令をしている（上記第 1 の 2 の(11)）から、審査請求人の上記主張は、その前提を欠き、採用することができない。

(7) 上記(1)から(6)までで検討したところによれば、本件措置命令に違法又は不当な点があるとは認められない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	野	口	貴 公	美
委	員	村	田	珠	美

(別紙)

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|------------------------------|
| 1 | 所 | 在 | E地 |
| | 地 | 番 | a ₂ |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 7 9 8 . 0 0 m ² |
| 2 | 所 | 在 | E地 |
| | 地 | 番 | a ₃ |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 1 4 3 8 . 0 0 m ² |
| 3 | 所 | 在 | E地 |
| | 地 | 番 | a ₁ |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 9 9 1 . 0 0 m ² |
| 4 | 所 | 在 | E地 |
| | 地 | 番 | a ₄ |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 5 4 9 . 1 5 m ² |
| 5 | 所 | 在 | E地 |
| | 地 | 番 | a ₅ |
| | 地 | 目 | 雜種地 |
| | 地 | 積 | 1 3 9 6 m ² |
| 6 | 所 | 在 | E地 |
| | 地 | 番 | a ₆ |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 3 3 0 . 5 8 m ² |